

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会（第 67 回）

議事要旨

1 日時：令和 8 年 7 月 14 日（火）9:30～10:30

2 場所：Web 会議開催 (Cisco Webex)

3 出席者（敬称略）

【構成員】平田主査、長谷山委員、秋山専門委員、上原専門委員、大西専門委員、河瀬専門委員、杉本専門委員、曾根専門委員、田島専門委員、松永専門委員、山口専門委員、山崎専門委員、山下専門委員、和氣専門委員

【事務局】総務省：向井電波環境課長、川上課長補佐、小山官、清水官

4 議事

（１）電波利用環境委員会報告（案）（基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法）について

事務局から、資料 67-1-1 及び資料 67-1-2 に基づき、電波利用環境委員会報告（案）（基地局等から発射される電波の強度等の測定方法及び算出方法）について説明が行われ、了承された。

質疑応答については次のとおり。

田島専門委員：説明のあった告示第 300 号（基地局から発射される電波強度の算出方法・測定方法）の今後又は将来の運用について、比吸収率（SAR）を取り入れるための変更等が生じる予定か。

事務局：告示第 300 号は、基地局の電磁界強度の測定等に関するものであるため、それとは別に、基地局の SAR による評価に関する告示を新たに作ることを考えている。

田島専門委員：設置者が運用するときに、電磁界強度と SAR の両方で評価することになるのか。告示第 300 号は離隔距離が大きいものが想定されているが、そうでないものも告示第 300 号に基づく計算を行い、さらに新たに SAR の計算も行うことになるのか。

事務局：電磁界強度か SAR のどちらかを選択することを可能とするものである。ただし、SAR で評価してよいとする基地局については、次の議題である電波防護指針の改定のほうで説明するが、小型の、人体の近接が想定されるフェムトセルのような基地局等を想定している。ただし、マクロセル基地局については、人体の近接が想定されないため、従来どおり電波防護指針における電磁界強度指針又は補助指針で評価をしていただく。

田島専門委員：つまり、SAR で評価すると離隔しなければならない距離が短くなることが想定されるので、それを所望する人は最初から SAR による評価を対象となる基地局に対して実施する、よって告示第 300 号による適合性評価はその場合は必要ないという理解でよいのか。

事務局：然り。ただしそうすると、離隔距離が従来よりも短くなる基地局も出てくるので、その場合でも電波防護指針における局所吸収指針、SAR の指針値を満たしていることについては、国民に対してしっかり説明する必要があると考えている。

大西専門委員：田島専門委員の質問に関して補足だが、私は基地局等評価方法作業班の主任を仰せつかっており、電波防護指針では基本的に電磁界強度指針、補助指針、局所吸収指針のいずれかを満足すればよいとされているが、電磁界強度指針では 10cm 未満の評価ができず、10cm 未満の地点について評価しようとしたら、必然的に局所吸収指針を適用するようになり、実際には SAR を測定する必要があるため、今回、一部答申ということで SAR 測定を入れさせていただくということになる。

田島専門委員：承知した。

和氣専門委員：Actual maximum approach について、 F_{TDC} については比較的シンプルかと思うが、 F_{PR} についてはある値を適用することの妥当性を示すことが非常に重要なのではないかと思う。一度設定したものが、ずっとそれで本当に正しいのかという確認もやはり必要かと思っており、強制力を持って事業者に対応させることや、適切な数値になっていることの検証をするといったことが記載されているが、制度を変える際には、検証方法についても併せて制度化するという理解でよいのか。

事務局：現状で考えているものは、Actual maximum approach の考え方で適合性評価を行う基地局については、モニタリングと制御を実施させることは総務省令で規定するというものである。その確認方法について、具体的なことはこれから検討していくが、諸外国では、モニタリングと制御を行っていることを証明させるレポートのようなものを規制当局に提出させており、これを踏まえ、我が国においても同様の対応を規定することを考えている。ただし、対象となり得る基地局のボリューム感等は確認しているところであり、全ての該当基地局についてレポート等を提出させるのか、それとも必要に応じて提出させるのかということも含めて検討していきたい。

和氣専門委員：そのあたりのことが整理されてから、運用上使えるようになるという理解でよいのか。

事務局：然り。今回はこの報告案で答申をいただくことを考えているが、これを踏まえて総務省令の改定等を行うことになる。それについても意見募集を行い、電波監理審議会に付議することになるが、それまでの間に整理を行い、適切な形で省令・告示に落とししていきたいという考えである。

平田主査：大西主任をはじめ、本報告案の取りまとめに関与された基地局等評価方法作業班の関係者の皆様にお礼申し上げる。今回頂いたコメントは、基本的に修正意見ではなく、確認の意見が多かったと認識しており、修正は特になしということで、本日の資料を委員会報告案として意見公募を行いたいと思うがよろしいか。
特に意見がないので、そのように取り扱わせていただく。

（２）電波利用環境委員会報告（案）（電波防護指針の在り方）について

事務局から、資料 67-2-1 及び資料 67-2-2 に基づき、電波利用環境委員会報告（案）（電波防護指針の在り方）について説明が行われ、了承された。

質疑応答については次のとおり。

田島専門委員：先ほどの質問の関連だが、電波防護指針の「2.1.5 電波防護指針の適用手順」の最後に記載がある局所吸収指針について、携帯電話基地局も適用の対象とし、10cm 未満で

の SAR 評価をできるようにするもの、という理解でよいか。

事務局：然り。局所吸収指針について、小型の携帯電話基地局等を対象として追加する改定である。

平田主査：私は、本報告案の検討を行った「電波防護指針の在り方に関する検討作業班」の主任を仰せつかっているが、事務局から説明があったとおり、電波防護指針の改定を考えている。また、最後に説明があったが、今回の改定は国際ガイドラインに近づく方向で動いているということ、国際ガイドライン自体は電波源の種類を問わずに適用されることが前提とされており、逆に言うところある条件でこれが使え、使えないというのはもちろん工学的な観点から議論する必要はあるが、比較的一般的なものとなっている。また、基地局作業班の報告案にあった新たな電波利用を考えたときには、今回の改定が適切であろうということが同作業班でも議論されたということを申し添える。

本日の資料を、委員会報告案として意見公募を行いたいと思うがよろしいか。

特に意見がないので、そのように取り扱わせていただく。

本委員会の主査として、取りまとめとして一言申し上げる。基地局作業班の報告案についても、国際電気標準会議（IEC）の国際規格に合致するような改定となっており、さらに総務省が総務省令等によって運用についてもしっかりと検討するということが前提となっている。電波防護指針についても今回は比較的軽微な修正だとは考えているが、国際非電離放射線防護委員会（ICNIRP）等を考慮し、かつ電波利用を踏まえた上で、事実上の国際ガイドライン、人体防護ガイドライン及び国際規格に近づく形での改定というのが、今回取り扱わせていただいた報告案 2 件となっている。

また、関連するトピックとして、作業班においても紹介したが、本年 5 月 23 日に世界保健総会（WHO 総会）という閣僚級の会議の中で、ラディエーションの決議書が出された。電離放射線と非電離放射線のメカニズムは全く異なるが、その体系的な取扱いの重要性、今後の課題等が述べられている。その中で、基地局作業班の報告案でも記載があったが、モニタリングとコミュニケーションの重要性が明記されており、今回の報告案はそれらも踏まえて取りまとめていただいた。今回は、国際規格だけではなく、WHO 等の文書も踏まえ、その動向にも合致しているということを申し添える。

（３）その他

事務局から、審議いただいた報告案について特段の修正意見はなかったことから、本日の資料を意見募集にかけさせていただくこと、意見募集は来週に開始し、期間は 35 日間取らせていただくこと、その後に意見募集の結果を踏まえて改めて電波利用環境委員会を開催し、委員会の了承をいただけたら情報通信技術分科会に付議し、答申を頂くという流れを考えている旨の説明があった。

以上